

春日ショッピングセンター地区地区計画（計画書）

都市計画決定告示年月日 平成4年12月21日（春日市告示第97号）

名 称	春日ショッピングセンター地区地区計画	
位 置	春日市春日5丁目地内	
面 積	約6.2ha	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	<p>本区域は、計画的な市街地形成が進行した春日土地区画整理事業地内のほぼ中央に位置し、周辺地域が戸建住宅を主体とした良好な市街地として発展を続けるなかで、地域の生活の中心的役割を担う大規模ショッピングセンターの誘致が決定しており、生活文化の向上に対する地域の期待度は極めて大きい。</p> <p>さらに、将来像「ライフスタイルを創造する—感性発信都市・かすが」を目指す第3次春日市総合計画では、本区域について多様な手段を用いて、近隣市町へも商圈を拡大する魅力的な商業空間を形成するよう方向づけている。</p> <p>そこで、センターとしての多様な機能の集積に対応するとともに、建築物等の規制・誘導を的確に行い、周辺住宅地との調和に配慮した市街地の環境形成を目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>本地区は、地域の生活に関連した商業サービス施設の集積を図り、地域の生活文化の向上に寄与する。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>住宅地の中心地区にふさわしく、街の活気と快適な街並み空間の創出を誘導するとともに、建築物の用途の制限を行い、周辺市街地との調和を図る。</p> <p>さらに、建築物の意匠、壁面の位置の制限、及び公開空地等のオープンスペースの確保により、快適でゆとりのある商空間の形成を目指す。</p>
地区整備計画	建築物の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する風俗営業の用に供する建築物</p> <p>二 カラオケボックス</p> <p>三 倉庫業を営む倉庫</p> <p>四 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50㎡をこえるもの（店舗サービスに関連して店舗に付随する工場を除く。）</p>
	建築物の意匠の制限	<p>道路に面する建築物の外壁、若しくはこれに代わる柱の色彩は、周辺市街地との調和に配慮した落ち着いた色調にするものとする。</p>
	建築物の壁面の位置の制限	<p>建築物の壁面の位置は、道路境界線から2m以上後退させるものとする。</p>

「区域は計画図表示のとおり」